

7. 審査請求料返還制度 Q & A

7-1 取下げや放棄手続について

(問1) 「取下げ」と「放棄」では手続になにか違いがあるのでしょうか。

(答) 「取下げ」と「放棄」の手続の効力の違いは、平成11年1月以降の出願では実質的に違いはありませんが、それまでの出願においては放棄によって出願の先願の地位が消滅しないという違いがありました。

(問2) 国内優先権の基礎出願も審査請求料の返還対象となるのでしょうか。

(答) 審査請求をしている国内優先権の基礎出願が、みなし取下げとなる場合(出願の日から1年4月経過した時)も、審査請求料の返還請求を行うことが可能です。また、みなし取下げになる前に「出願取下書」を提出して取り下げた場合でも、審査請求料の返還請求を行うことが可能であり、かつ、優先権の効果は残ります。

(問3) 審査請求を行った特許出願を实用新案登録出願に変更したのですが、審査請求料の返還対象になるのでしょうか。

(答) 特許出願を实用新案登録出願に変更した場合も、その特許出願はみなし取下げとなる(实用新案法第10条第5項)ため、変更した時から審査請求料の返還対象となります。この場合、「出願取下書」の提出は不要です。意匠出願への変更も同様(意匠法第13条第4項)です。

7-2 料金返還手続について

(問4) 出願の代理を依頼した弁理士の予納(台帳)から審査請求料を支払いましたが、自社用など他の予納(台帳)へ返還することは可能でしょうか。

(答) 予納(台帳)への返還は、審査請求料を納付した同一の予納台帳番号に返還する場合に限られます。この場合は、恐れ入りますが他の予納(台帳)への返還はできませんので、銀行口座への振り込みをご利用いただく等お願いいたします。

(問5) 出願審査請求手数料返還請求書による審査請求料の返還金について、振り込まれた案件の特定は可能でしょうか。

(答) 問い合わせ先の特許庁会計課財政班までお問い合わせ下さい。

7-3 手続全般について

(問6) 「出願取下書」又は「出願放棄書」と「出願審査請求手数料返還請求書」は同時に提出できますか。

(答) 同時に提出できます。

(問7)オンライン(電子出願)でも「出願取下書」、「出願放棄書」又は「出願審査請求手数料返還請求書」は提出できますか。

(答) オンラインでも提出できます(平成12年1月1日より前に国内書面又は翻訳文の提出された国際出願についての出願取下書等を除く。)

(問8)紙の書面で「出願取下書」又は「出願放棄書」、「出願審査請求手数料返還請求書」を提出すると、電子的な書類にする手数料を支払う必要があるのでしょうか。

(答) オンラインで提出可能な「出願取下書」又は「出願放棄書」を書面で提出した場合、電子化手数料(1,200円+書面の総ページ数×700円)をお支払いいただく必要がありますが、出願審査請求手数料返還請求書については電子化手数料はかかりません。

なお、各都道府県の知財総合支援窓口に設置している電子出願用端末を利用してオンラインで提出することができます。この場合は、電子化手数料はかかりません。